

少額短期保険業者向けの監督指針 新旧対照表

改正案	現行
Ⅱ. 少額短期保険業者の監督にあたっての評価項目 Ⅱ-3 業務の適切性 Ⅱ-3-12 システムリスク Ⅱ-3-12-3 監督手法・対応 (1) (略) (2) 障害発生時 コンピュータシステムの障害やサイバーセキュリティ事案の発生を認識次第、直ちに、その事実について当局宛てに報告を求めるとともに、次に掲げる事案に応じ、当該各号に定める様式により障害原因や被害状況、対処状況、事後改善策等について当局宛てに報告を求めるものとする。 なお、<u>b. 及び c. に掲げる事案の報告においては、個人データ等の漏えい等の報告を兼ねることも可能であることに留意する</u>（「金融機関における個人情報保護に関するQ & A」参照）。	Ⅱ. 少額短期保険業者の監督にあたっての評価項目 Ⅱ-3 業務の適切性 Ⅱ-3-12 システムリスク Ⅱ-3-12-3 監督手法・対応 (1) (略) (2) 障害発生時 コンピュータシステムの障害やサイバーセキュリティ事案の発生を認識次第、直ちに、その事実について当局宛て報告を求めるとともに、「障害発生等報告書」（様式集 別紙様式Ⅰ-49）にて当局宛て報告を求めるものとする。<u>ただし、DDoS攻撃事案の場合は「DDoS攻撃事案共通様式」（「サイバー攻撃による被害が発生した場合の報告手続等に関する申合せ」（令和7年5月28日関係省庁申合せ（以下、「関係省庁申合せ」という。））別添様式1）、ランサムウェア事案の場合は「ランサムウェア事案共通様式」（関係省庁申合せ 別添様式2）による報告も可能とする。</u> なお、<u>ランサムウェア事案の報告においては、同様式により個人データ等の漏えい等の報告を兼ねることも可能であることに留意する</u>（「金融機関における個人情報保護に関するQ & A」参照）。

改正案	現行
また、復旧時、原因説明時には改めてその旨報告を求めることとする。 ただし、復旧原因の説明がされていない場合でも 1 ヶ月以内に現状について報告を求めることとする。 <u>a. DDoS 攻撃事案 DDoS 攻撃事案共通様式（「サイバー攻撃による被害が発生した場合の報告手続等に関する申合せ」（令和 7 年 5 月 28 日関係省庁申合せ。以下、「関係省庁申合せ」という。）別添様式 1）</u> <u>b. ランサムウェア事案 ランサムウェア事案共通様式（関係省庁申合せ 別添様式 2）</u> <u>c. 上記 a. 及び b. に該当しない事案 その他サイバー攻撃等事案共通様式（関係省庁申合せ 別添様式 3）</u> <u>（注 1）経過措置</u> <u>令和 9 年 3 月末までの間は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和 4 年法律第 43 号）の規定に基づき、金融庁長官から特定社会基盤事業者として指定された者以外については、「障害発生等報告書」（様式集別紙様式 I-49）による報告も可能とする。</u> <u>（注 2）報告すべきシステム障害等</u> その原因の如何を問わず、少額短期保険業者が現に使用しているシステム・機器（ハードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害であって、	また、復旧時、原因説明時には改めてその旨報告を求めることとする。 ただし、復旧原因の説明がされていない場合でも 1 ヶ月以内に現状について報告を求めることとする。 <u>（新設）</u> （注）報告すべきシステム障害等 その原因の如何を問わず、少額短期保険業者が現に使用しているシステム・機器（ハードウェア、ソフトウェア共）に発生した障害であって、

改正案	現行
ア. 保険金等の支払いに遅延、停止等が生じているもの又はそのおそれがあるもの イ. 資金繰り、財務状況把握等に影響があるもの又はそのおそれがあるもの ウ. その他業務上、上記に類すると考えられるもの<u>をいう。</u> ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに交替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合を除く。 なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、顧客や業務に影響を及ぼす、又は及ぼす可能性が高いと認められる時は、報告を要するものとする。	ア. 保険金等の支払いに遅延、停止等が生じているもの又はそのおそれがあるもの イ. 資金繰り、財務状況把握等に影響があるもの又はそのおそれがあるもの ウ. その他業務上、上記に類すると考えられるもの<u>をいう。</u> ただし、一部のシステム・機器にこれらの影響が生じても他のシステム・機器が速やかに交替することで実質的にはこれらの影響が生じない場合を除く。 なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、顧客や業務に影響を及ぼす、又は及ぼす可能性が高いと認められる時は、報告を要するものとする。